

**地方公共団体における特別区の設置等（いわゆる「大阪都構想」）に関する各政党の制度改正案の概要
（平成 24 年 5 月 8 日現在）**

	民主党	自由民主党	みんなの党
制度改正案			
名称	大都市地域における地方公共団体の設置等に関する特例法案（仮称）骨子（案）	地方自治法改正案（特別区設置）要綱（案）	地方自治法の一部を改正する法律案
法形式	特別法	地方自治法の一部改正	地方自治法の一部改正
特別区への移行に関する協議会			
名称	特別区設置協議会	特別区移行協議会	都・特別区設置協議会
設置手続	関係道府県及び関係市町村の議会の議決	（記載なし）	道府県及び関係市町村の議会の議決
構成団体	一の指定都市又は一の指定都市及び当該指定都市に隣接する同一道府県の区域内の市町村（「関係市町村」） + 関係市町村を包括する道府県（「関係道府県」）	一の指定都市又は指定都市を含み、相互に隣接する同一都道府県の区域内の二以上の市町村（「特定市町村」） + これを包括する都道府県	指定都市又は同一道府県内の指定都市及びこれに隣接・近接する市町村 + 道府県
総人口要件	200万人以上	100万人以上で政令で定める人数	人口の合計が70万以上
協議会の構成（会長）	関係道府県及び関係市町村の議会の議員若しくは長その他の職員又は学識経験者の中から選任	都道府県知事	関係地方公共団体の議会の議員若しくは長その他の職員又は学識経験者の中から選任
協議会の構成（委員）	同上	都道府県の議会の議員又は職員及び特定市町村の議会の議員又は長その他の職員及び学識経験者	同上
特別区への移行に関する計画			
名称	特別区設置計画	特別区移行協定書	都・特別区基本計画
内容（例）	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 ・区域 ・特別区の議会の議員の定数 ・関係市町村の財産処分 ・設置をする時期 ・事務所の位置 <ul style="list-style-type: none"> ・関係道府県と特別区の事務の分担 ・関係道府県と特別区の税源の配分及び財政調整 ・関係道府県及び関係市町村の職員の引継ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> ・区域 ・特別区の議会の議員の定数 ・特定市町村の財産及び債務の承継 ・設置をする時期 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県と特別区の事務の分担 ・都道府県と特別区の税源配分及び財政調整 ・都道府県及び特定市町村の職員の引継ぎ 	（具体例の記載なし）
特別区への移行に関する手続き			
総務大臣の関与	特別区設置計画の作成に当たり、事務の分担に関する事項、税源の配分及び財政調整に関する事項その他必要な事項について総務大臣との事前協議	特別区移行協定書の作成に当たっての総務大臣への情報提供・説明	（記載なし）
議会の関与	特別区設置計画に対する関係道府県及び関係市町村の議会の議決	特別区移行協定書に対する都道府県及び特定市町村の議会の同意	都及び特別区の設置申請に対する道府県及び関係市町村の議会の議決
住民投票	関係市町村の選挙人による住民投票それぞれの団体で過半数の同意が必要（議会の議決より 60 日以内に同一の期日で実施）	特定市町村の選挙人による住民投票それぞれの団体で過半数の同意が必要	（記載なし）
地方財政制度の特例			
都及び特別区の申出	税源配分、財政の調整、事務の範囲等について、都と特別区に関する制度と異なる制度が必要である場合には、道府県及び特別区により、内閣に意見を申し出ることができる	（記載なし）	都及び特別区は、都及び特別区の議会の議決を経て、協議により規約を定め、事務・財源配分等協議会を設けることができ、議会の議決を経て、財源配分及び財政調整に関する事項につき国が講ずべき新たな措置について内閣に提案することができる
国による措置	政府は必要があると認めるときは、意見の趣旨を尊重し、速やかに、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする	政府は、特別区移行協定書の内容を尊重し、特定市町村の廃止及びその区域における特別区の設置の申請があった日から 6 月を目途に特別区の設置に必要な法制上の措置その他の措置を講じなければならない。 （法制上の措置には、特別区財政調整交付金に関する規定及び地方税法、地方交付税法その他の地方財政に関する法律の規定の特例を定めることを含む。）	内閣は、提案を受けたときは、速やかにその内容を国会に報告しなければならない。内閣は提案を尊重し、提案を受けた日から三月以内に新たな措置を講ずる必要の有無を判断し、必要があると認めるときは、所要の法制上の措置等を講ずるものとする。また、提案を受けた日から六月以内に（求めがあった時は直ちに）、講じた措置の内容を国会に報告しなければならない。国会は必要があると認めるときは、所要の法制上の措置を講ずるものとする

民主党地域主権調査会第 16 回大都市制度等 WT (5. 8 開催) 配布資料

自由民主党「大都市問題に関する検討 PT」(4. 12 開催) 配布資料

みんなの党 HP・2012. 03. 08 地方自治法の一部を改正する法律案 より埼玉県作成